

国立研究開発法人国立環境研究所旅費規程

平成13年	4月	1日	規程第9号
平成18年	4月	1日	一部改正
平成23年	3月	31日	一部改正
平成26年	3月	14日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の役員、職員、任期付職員及び契約職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者が、研究所の用務のため旅行する場合に支給する旅費に関し必要な基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 役職員が研究所の用務のため一時在勤事務所を離れて旅行し、又は役職員以外の者が研究所の用務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員及び任期付職員並びに任命された役員が移転のため住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、又は転勤を命ぜられた役職員がその転勤に伴う移転のため旧在勤事務所から新在勤事務所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (7) 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤事務所から8km以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退任、退職、又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

(2) 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

(3) 役職員が出張のための外国出張中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

(4) 役職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

3 役職員以外の者が次の各号の一に該当する場合には旅費を支給する。

(1) 研究所の依頼に応じ研究所の用務に従事するため旅行するとき。

(2) 研究所の負担において旅行させる必要があるとき。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定める金額を旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払を受けた旅費（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 役職員及び役職員以外の者の旅行に当たっては、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては用務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支払が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

(旅行の変更等)

第5条 旅行者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第8条 旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400km、水路旅行にあつては200km、陸路旅行にあつては50kmについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数が生じたときは、これを1日とする。

(日当、宿泊料の減額)

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(日当、宿泊料定額の変更)

第10条 一日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(年度等の経過区分)

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、業務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、別紙様式第1号から第5号のうちの所定の請求書に必要な書類を添えて、これを会計課長に提出しなければならない。この場合において必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算し2週間以内に旅費を精算しなければならない。

3 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、すみやかに当該過払金を返納させなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃は、旅程に応じて計算した旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金で次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客運賃は別表第1による。
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、次に定める急行料金
 - ① 特別急行列車を運行する線路による旅行で一の急行券の有効区間が100km以上ある場合における特別急行料金
 - ② 普通急行、準急行列車を運行する線路による旅行で一の急行券の有効区間が50km以上ある場合には、普通急行料金
- (3) 役員が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する旅客運賃のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、急行券の有効区間が100km以上ある場合には座席指定料金

(船賃)

第14条 船賃額は、旅程に応じて計算した旅客運賃及び特別船室料金並びに座席指定料金で次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客運賃は別表第1による。
- (2) 役員が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、同前号に規定する旅客運賃のほか、特別船室料金
- (3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第15条 航空賃は、現に支払った額を支給する。

(車賃)

第16条 車賃は、自動車等を利用したと認められる場合で、必要に応じ現に支払った額を支給する。

(日当)

第17条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給し、その額は別表第1の額とする。

- 2 鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合における日当の額は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除くほか前項の規定にかかわらず、定額の2分の1に相当する額による。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4km、水路2kmをもつてそれぞれ陸路1kmとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

- 第18条 宿泊料は、旅行中の夜数及び宿泊地の区分に応じ1夜当たりの定額により支給し、その額は別表第1の額とする。
- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

- 第19条 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給し、その額は、別表第1の額による。
- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

- 第20条 移転料は、次の各号に規定する額による。
- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額とする。
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額とする。
- (3) 赴任の際移転しなかった扶養親族を赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、第1号に規定する額の2分の1に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）とする。
- 2 旅行命令権者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

- 第21条 着後手当は、赴任に伴う住居又は居所の移転について定額を支給するものとし、その額は、別表第1の日当の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分における宿泊料の5夜分に相当する額による。
- 2 次の各号に掲げる場合の着後手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれの当該各号に規定する額を支給する。
- (1) 旅行者が在勤地に到着後直ちに職員宿舍又は自宅に入るときは、別表第1の日当の2日分及び宿泊料の2夜分に相当する額
- (2) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50km未満のときは、別表第1の日当の3日分及び宿泊料の3夜分に相当する額
- (3) 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合別表第1の日当の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

- 第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。
- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、別表第3に定める額の合計額
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該

当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

- (3) 第1号により計算した額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (4) 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1号及び第2号の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 役職員が出張中に退職等となった場合は、次に規定する旅費
 - ① 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令を受けた日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
 - ② 退職を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 役職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
 - (2) 役職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による。ただし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(日額旅費)

第25条 第6条に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上において日額旅費を支給することを適当と認めて理事長が指定するものとする。

- (1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
 - (2) 前項に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする役職員の出張
- 2 日額旅費は、別表第4の額とする。

(在勤地内旅行の旅費)

第26条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。

- (1) 旅行が行程8km以上又は引き続き5時間以上にわたる場合には、別表第1の日当定額の2分の1以内において理事長が定める額の日当
- (2) 用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

- (3) 第27条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第27条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100km、水路50km又は陸路25km以上の旅行の場合には、第13条、第14条又は第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (3) 赴任を命ぜられた役職員が、職員のための宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第2の鉄道50km未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第17条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(鉄道費、船賃、航空賃及び車賃)

第29条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、別表第5に規定する額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第30条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第5の定額による。

- 2 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給し、その額は、別表第5の額による。
- 3 17条第2項及び第3項、第18条第2項並びに第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(支度料)

第31条 支度料の額は、その旅行期間に応じた別表第6の定額による。

2 次の各号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

- (1) 本邦から外国に出張する者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日（出張のための旅行の最初の日をいう。）から起算

して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

- (2) 旅行期間15日未満の旅行の場合には、別表第6の旅行期間1月未満の場合の定額の2分の1に相当する額

(旅行雑費)

第32条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第33条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合には、別表第6の定額による。

2 役職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費の額とする。

3 第24条第2項の規定は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第34条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、次の各号に規定する額による。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から15日以内に出張地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

① 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料を支給する。

② 出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第4章 雑則

(役職員以外の者の旅費)

第35条 役職員以外の者が研究所の依頼により旅行する場合における旅費の支給については、この規程に基づくもののほか、次の各号に規定する額による。

(1) 当該役職員以外の者が国家公務員、地方公共団体及び団体、会社に所属する職員であつて、この規程によりがたい場合には、その者について定められた旅費の額

(2) 当該役職員以外の者が前号以外の者であるときは、その者の学識経験及び社会的地位等を考慮して理事長が定める旅費の額

(旅費の調整)

第36条 理事長は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合、及びこの規程に規定する旅費を支払うことが不相当と認められる場合には、旅費を調整することができる。

(実施細則)

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成13年4月1日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正附則(平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則(平成23年3月31日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則(平成26年3月14日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 内国旅行の旅費

(1) 鉄道賃、船賃

鉄 道 賃		路程に応じた旅客運賃
船 賃	階級区分なし	実 費
	2階級以上	最 上 級

(2) 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
役 員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
5級以上の職務にある者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
4級以下2級以上の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
1級の職務にある者	1,700円	8,700円	7,800円	1,700円

甲地方

埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区
神奈川県	川崎市、横浜市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
福岡県	福岡市

乙地方

甲地方以外の地域

備 考

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第2 国内旅行の移転料

区 分	役員又は5級以上の職務にある者	4級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者
鉄道50km未満	126,000円	107,000円	93,000円
鉄道50km以上100km未満	144,000円	123,000円	107,000円
鉄道100km以上300km未満	178,000円	152,000円	132,000円
鉄道300km以上500km未満	220,000円	187,000円	163,000円
鉄道500km以上1,000km未満	292,000円	248,000円	216,000円
鉄道1,000km以上1,500km未満	306,000円	261,000円	227,000円
鉄道1,500km以上2,000km未満	328,000円	279,000円	243,000円
鉄道2,000km以上	381,000円	324,000円	282,000円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

別表第3 国内旅行の扶養親族移転料

区 分	12歳以上	6歳以上12歳未満	6歳未満
鉄道賃	役職員相当	12歳以上の者の支給額の1/2	3人以上を随伴する場合、2人をこえる者ごとに役職員相当額の1/2
船賃	役職員相当	12歳以上の者の支給額の1/2	3人以上を随伴する場合、2人をこえる者ごとに役職員相当額の1/2
航空賃	現に支払った額	現に支払った額	現に支払った額
車賃	役職員相当	12歳以上の者の支給額の1/2	3人以上を随伴する場合、2人をこえる者ごとに役職員相当額の1/2
日当	役職員相当額の2/3	12歳以上の者の支給額の1/2	役職員相当額の1/3
宿泊料	役職員相当額の2/3	12歳以上の者の支給額の1/2	役職員相当額の1/3
食卓料	役職員相当額の2/3	12歳以上の者の支給額の1/2	役職員相当額の1/3
着後手当	役職員相当額の2/3	12歳以上の者の支給額の1/2	役職員相当額の1/3

別表第4 日額旅費

区 分		日 額 等	備 考	
日 帰 り	行程8km以上の場合又は引続き五時間以上の場合	実 費 額	1. 宿泊する場合において研修又は目的地が同一でない場合には、宿泊場所から研修又は目的地に至る行程を日帰りの場合の行程に対応する。 2. 業務上その他やむをえない事由により宿泊したときは、当該日額旅費にかえて定額の宿泊料を支給する。 3. 研修のため宿泊する場合において、その宿泊料が定額をこえるときは、8,000円を限度として実費額を支給する。 4. 宿泊する場合において、在勤事務所を出発した日から最初に到着した日まで及び最終の目的地を出発した日から在勤事務所に着した日までのそれぞれの期間は、この規定に該当しない。 5. 旅行中における一行程が鉄道200km、水路100km、陸路50kmをこえる場合は、この規定に該当しない。	
宿 泊 す る 場 合	公用の宿泊施設に準ずる宿泊施設	宿泊料を徴しない		2,080円
		宿泊料を徴する		3,800円
	下宿その他これに準ずる宿泊施設			3,260円
	旅館に宿泊する場合（旅館業法第二条第二項及び第三項の旅館業の用に供する宿泊施設）	30日未満の期間		5,910円
30日以上60日未満の期間		5,310円		
60日以上 の期間		4,720円		

別表第5 外国旅行の旅費

(1) 鉄道賃, 船賃, 航空賃, 車賃

区 分	鉄 道 賃		船 賃		航 空 賃	車 賃
	2階級以上	階級なし	2階級以上	階級なし		
役員	最上級 急行料金含む	実費 急行料金含む	最上級	実費	ビジネス クラスの実費	実費
5級以上の職務にある者	最上級の直近 下位 急行料金含む	〃	最上級の直近 下位	〃	エコノミー クラスの実費	〃
4級以下2級以上の職務にある者	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1級の職務にある者	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(2) 日当、宿泊料及び食卓料

区 分		役員	5 級以上の職務に ある者	4 級以下 2 級以上 の職務にある者	1 級の職務にある 者
日当 一日につき	指定都市	8,300円	7,200円	6,200円	5,300円
	甲地方	7,000円	6,200円	5,200円	4,400円
	乙地方	5,600円	5,000円	4,200円	3,600円
	丙地方	5,100円	4,500円	3,800円	3,200円
宿泊料 一夜につき	指定都市	25,700円	22,500円	19,300円	16,100円
	甲地方	21,500円	18,800円	16,100円	13,400円
	乙地方	17,200円	15,100円	12,900円	10,800円
	丙地方	15,500円	13,500円	11,600円	9,700円
食卓料	一夜につき	7,700円	6,700円	5,800円	4,800円

指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	北米地域、欧州地域、中近東地域 但し、指定都市、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ゲルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除く
乙地方	指定都市、甲地方、丙地方以外の地方
丙地方	アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域、 但し、指定都市、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除く

外国旅行に係る地域

北米地域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く）を除く）
欧州地域	ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ、キプロス並びにそれらの周辺島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む）
中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
アジア地域 （本邦を除く）	アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く）、インドネシア、東ティモール、フィリピン、ボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
大洋州地域	オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く）
アフリカ地域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く）
南極地域	南極大陸及びその周辺の島しょ

別表第6 支度料及び死亡手当

区分	支度料（旅行期間）			死亡手当
	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上	
役員	86,240円	104,720円	123,200円	512,000円
5級以上の職務にある者	78,160円	94,910円	111,650円	464,000円
4級の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円	392,000円
3級の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円	368,000円
2級以下の職務にある者	53,900円	65,450円	77,000円	320,000円

別紙様式第1号（甲）

別紙様式第1号（乙）

別紙様式第2号（甲）（赴任旅費及び扶養親族移転料）

別紙様式第2号（乙）（赴任旅費及び扶養親族移転料）

別紙様式第3号（甲）（日額旅費及び在勤地内旅行の旅費）

別紙様式第3号（乙）（日額旅費及び在勤地内旅行の旅費）

別紙様式第4号（遺族の旅費及び死亡手当）

別紙様式第5号

別紙様式第6号（旅行命令等の取消等の場合の旅費）